

**(仮称) 平出町トランジットセンターゾーンの整備における
対話型市場調査 質問・回答**

◎ 回答に当たっての基本的な考え方

今回の「対話型市場調査」は、事業者募集に向けて、本市が目指す都市公園整備の実現が図れる事業スキームや導入可能な機能、具体的な施設などのほか、事業者の参加条件等についての意見聴取が目的であり、本回答は、「対話型市場調査」時点の内容になります。

なお、「守秘義務対象資料」に関する質問は、参加申込を行った事業者のみに回答いたします。

No.	質 問	回 答
施設整備等に関することについて		
1	基盤整備では、公園建設までの事前整備までを市が行うのでしょうか。	一般的な公園整備に必要な造成は、市が実施する予定ですが、提案される建築物等の整備に当たって別途地盤改良などが必要と思われる場合は、現段階で見込まれる整備内容とその経費をご提案ください。なお、公募対象施設の建設に係る整備費は事業者負担となります。
2	便益施設の中の売店とみなされる範囲（業種・面積など）の規定があれば教えてください。	現時点では特段の規定は考えていませんが、関係法令や本事業のコンセプトを踏まえ、公園利用者の利便性や快適性に資する便益施設をご提案ください。
3	特定公園施設の建設に要する費用の9割を限度に貴市に負担を求められることができるとの記載がありますが、選定された事業者に発注する形式をとるのでしょうか。	現時点では、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用により検討区域全体を公募により選定した事業者において整備することを想定しています。
4	遊戯施設において、設置必須遊具、施設はございますか。	現時点では、設置を必須とする遊具、施設はありません。 本事業のコンセプト等を踏まえ、交流と賑わいの創出につながる施設等をご提案ください。
土地使用料等に関することについて		
5	公募対象公園施設の土地使用料をお考えでしょうか。 ありましたら金額をご教示下さい。	公募対象公園施設の設置管理にあたっては、設置管理に係る使用料をお支払いいただく必要があります。 なお、使用料については、市の基準等に基づき、施設の種別に応じて設定する予定であり、対話型市場調査の結果等を踏まえて、今後検討します。

No.	質 問	回 答
6	利便増進施設の占有料をお考えでしょうか。ありましたら金額をご教示下さい。	利便増進施設の設置にあたっては、占有料をお支払いいただく必要があります。 なお、占有料については、市の基準等に基づき、設置物の種別に応じて、設定する予定であり、対話型市場調査の結果等を踏まえて、今後検討します。
7	納付する使用料等について減免等配慮はありますでしょうか。	対話型市場調査結果等を踏まえて、今後検討します
駐車場等に関することについて		
8	駐車場を便益施設として運用可能でしょうか。	本市が整備する駐車場以外に、便益施設（公募対象公園施設）の利用者専用の駐車場を設置する場合は、便益施設（公募対象公園施設）の一部として、当該施設利用者専用の駐車場を整備・管理運営していただくことは可能です。
その他の事項に関することについて		
9	宇都宮市が負担する整備費，維持管理費は募集時の評価対象となりますか。	事業者公募時の評価対象とする予定です。
10	公募対象公園施設においてアルコール飲料販売は可能でしょうか。	アルコール飲料の販売は可能です。酒税法等の関係法令を確認の上、ご提案ください。
11	提案内容の地元調整は事業者のみで行うのでしょうか。	基本的には事業者による調整としますが、必要に応じて市が協力するものとします。
12	事業活動による廃棄物処理のお考えを教えてください。	事業活動による廃棄物は、排出者の責任で適正に処理していただく必要があります。 「宇都宮市事業系ごみ適正処理マニュアル」に基づき適正な処理をお願いします。（産業廃棄物，事業系一般廃棄物）
13	実施結果（概要）の公表はどのような内容を公表するのでしょうか。	本調査への参加事業者数や参加事業者の提案内容の概要（施設機能，事業スキーム等）等を公表する予定です。 なお、知的財産権保護の観点から，参加事業者を特定できる内容やノウハウの流出に繋がる事項は公表しません。公表にあたっては，参加事業者に事前に公表内容を確認します。